

死亡保険金等請求のご案内

富国生命保険相互会社

問合わせ先

■ 取扱支社・営業所

INDEX

I	受取人について	2ページ
II	ご請求に必要な書類について 必要な書類は、契約内容などによって異なりますので、必ずご確認ください。	3～8ページ
III	死亡保険金と税金について	9～10ページ
IV	ご請求とあわせてご確認いただきたい事項	11～12ページ
V	「死亡保険金等請求書 兼死亡届出書」の記入方法	13ページ
	「受取人(相続人)代表者選任届」の記入方法	14ページ
	「死亡届出欄」の記入方法	14ページ

フコク生命 お客様センター

0120-259-817

受付時間 平日9:00～17:00(12/30～1/3を除く)

死亡保険金請求から保険金受取りまでの流れ

1 お客さまが、フコク生命へ「**必要な書類**」を**ご請求**

📍 P3「ご請求に必要な書類について」を参照ください。



2 お客さまが、「**必要な書類**」をご用意し**ご記入**



3 お客さまが、2をフコク生命へ**ご提出**



4 フコク生命が、ご請求内容を確認後、お客さま指定の口座へ保険金を送金し、お客さまへお支払い内容の明細を送付

5 お客さまが、お支払い内容の明細を**ご確認**



当冊子では、お客さまにご用意いただく「**必要な書類**」について説明するとともに、それらに関する注意点や記入方法などをまとめています。

※ご提出いただいた書類の内容によっては、お支払いに該当されない場合もあります。

また、ご提出いただいた書類の内容だけではお支払いの判断ができない場合、弊社もしくは弊社が委託した会社を通して医療機関などに照会させていただくことがあります。

※お手続きについて、弊社よりお客さまへ確認の連絡をさせていただく場合があります。

主な保険用語

あ	うけとりじん 受取人	保険金・給付金を受け取る人のことです。 契約者が指定します。	ひほけんしゃ 被保険者	保障の対象となる人のことです。
	きゅうふきん 給付金	被保険者が入院したときや手術を受けたときなどに、 弊社が受取人へお支払いするお金のことです。	ふいかつ 復活	失効した契約を有効な状態に戻すことです。
か	けいやくしゃ 契約者	弊社と保険契約を結び、 契約上の権利(契約内容変更請求権など)と 義務(保険料支払義務など)を持つ人のことです。	ふりよのじこ 不慮の事故	急激かつ偶発的な外来の事故をいいます。 急激 ：事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいい、慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。 偶発 ：事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいい、被保険者の故意にもとづくものは該当しません。 外来 ：事故が被保険者の身体の外部から作用することをいい、身体の内部的原因によるものは該当しません。
	しゅうこう 失効	保険料払込の猶予期間を過ぎても保険料の 払込みがなく、契約の効力が失われることです。	ほけんきん 保険金	被保険者が亡くなられたときや高度障害状態・ 要介護状態などに該当されたときに、 弊社が受取人へお支払いするお金のことです。
さ	しはらいじゆう 支払事由	保険金・給付金をお支払いする要件のことです。	ほけんりょう 保険料	契約者が弊社へお支払いいただくお金のことです。
	せきにんかいしき(日) 責任開始期(日)	契約の保障が開始する時期(日)のものです。	めんせきじゆう 免責事由	保険金・給付金の支払事由が発生しても、 例外としてお支払いできない要件のものです。
			やっかん 約款	保険契約上のいろいろな取決めを記載したものです。

死亡保険金を請求できる受取人は、保険契約者があらかじめ指定した**死亡保険金受取人**です。

(ご家族の死亡保障が付加されている契約で、ご家族が亡くなられたときは、主契約の被保険者が受取人です。)

※受取人本人によるご請求が困難な場合、受取人以外からご請求できる場合があります。

詳しくは、取扱支社・営業所へお問い合わせください。

ただし、以下の場合異なりますので、ご注意ください。

① 受取人が請求日時点で**未成年**の場合

受取人の代わりに、親権者(後見人)からご請求ください。

② 受取人に、**法定代理人(成年後見人など)**が登記されている場合

受取人の代わりに、法定代理人からご請求ください。

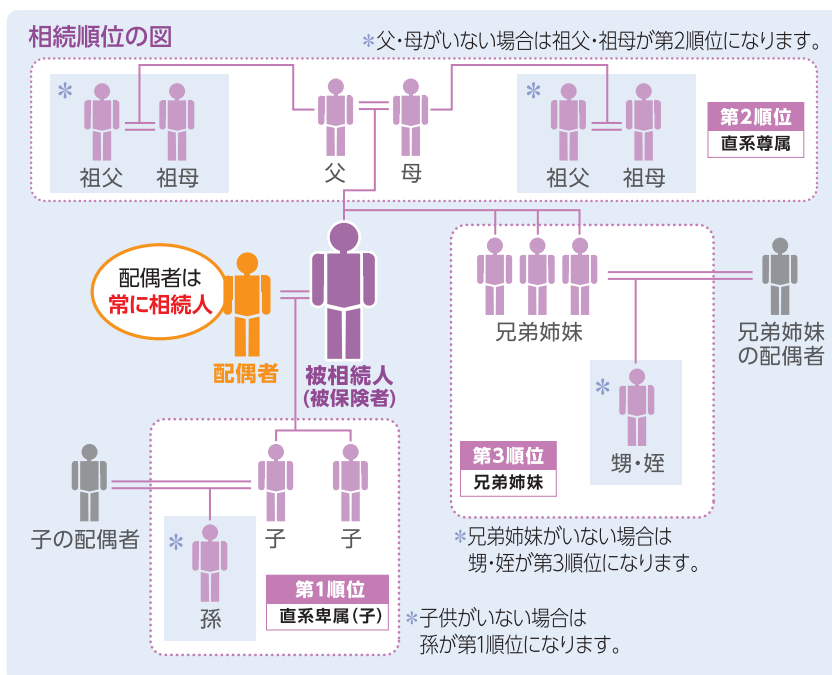
③ 受取人が**複数(2名以上)**指定されている場合

受取人の中から代表者を1名定めていただき、その代表者からご請求ください。

④ 受取人が「**法定相続人**」と指定されている場合 ▶ P7①も参照

被保険者の法定相続人の中から代表者を1名定めていただき、その代表者からご請求ください。

⚠ 配偶者は常に法定相続人となりますが、他の方は順位が定められています。直系尊属(第2順位)、兄弟姉妹(第3順位)は、順位が上位の方がいる場合、法定相続人になりません。



⑤ 受取人が**被保険者よりも先に亡くなられている**場合 ▶ P7②も参照

指定された死亡保険金受取人が亡くなられたとき以降、死亡保険金受取人を変更されないまま被保険者が亡くなられたときは、**指定された死亡保険金受取人が亡くなられた時点の、指定された死亡保険金受取人の法定相続人***が請求権利者となります。

なお、請求権利者が複数存在する場合、各受取人の受取割合は、「**均等割合**」となります。

請求権利者の中から代表者を1名定めていただき、その代表者からご請求ください。

※その後亡くなられている方がいる場合は、その方の順次の相続人が権利者となります。最終的には、**被保険者が亡くなられた時点で生存している方が権利者**となります。

⚠ 被保険者の法定相続人ではありませんので、ご注意ください。

⑥ 学資保険の場合

- 被保険者が亡くなられたときは、契約者から、死亡払戻金をご請求ください。
- 契約者が亡くなられたときは、被保険者から、保険料払込免除について、ご請求ください。この場合、被保険者は、契約者の一切の権利義務を承継するものとします。被保険者が未成年の場合、被保険者の親権者(後見人)からご請求ください。

II

ご請求に必要な書類について

必須

II 1 死亡保険金等請求書 兼死亡届出書 (弊社所定用紙)



II 2 受取人の印鑑登録証明書など



II 3 被保険者の死亡診断書(死体検案書)のコピーなど



II 4 被保険者の住民票または戸籍謄(抄)本
(被保険者の死亡事実の記載があるもの)



収入保障特約・介護収入保障特約を、特約年金で受け取る場合

II 5 特約年金受取選択についての確認書(弊社所定用紙)



不慮の事故により亡くなられた場合

II 6 事故報告書(弊社所定用紙)



- その他書類が必要になる場合もあります。
- 年金支払特約を締結することで、死亡保険金を年金で受け取ることができる場合があります。ご希望される場合は、取扱支社、営業所へお問い合わせください。

II 1 死亡保険金等請求書 兼死亡届出書 (弊社所定用紙)

受取人ご自身がご記入ください。
(戸籍上の氏名をご記入ください)

受取人が改姓・改名されている場合は、改姓・改名後の氏名をご記入ください。
あわせて、改姓・改名された事実が記載された戸籍謄(抄)本をご提出ください。

※改姓・改名前後の氏名が確認できる場合は運転免許証コピーなどでお取扱いできる場合があります。

死亡保険金等請求書 兼死亡届出書(イメージ) ▶

「受取人(相続人)代表者選任届」(死亡保険金等請求書 兼死亡届出書の裏面)について

以下の場合のみ、**受取人(相続人)代表者選任届**にもご記入ください。(該当しない場合は、記入不要です)

- ① 受取人が複数(2名以上)指定されており、**受取人代表者**からご請求される場合
- ② 受取人が「法定相続人」と指定されており、**相続人代表者**からご請求される場合
- ③ 受取人が既に亡くなられており、**相続人代表者**からご請求される場合

※代表者以外の方も、それぞれ「受取人(相続人)欄」にご記入ください。

※②③のケースで相続人となる方が1名の場合も、「受取人(相続人)代表者欄」にご記入のうえ、押印ください。

受取人(相続人)代表者選任届(イメージ) ▶

II 2 受取人の印鑑登録証明書など

! 6ヵ月以内に発行されたものをご提出ください。

受取人の印鑑登録証明書をご提出ください。

※運転免許証コピー、マイナンバーカード（表面）コピーでお取扱いできる場合があります。
詳しくは、取扱支社・営業所へお問合わせください。

ただし、以下の場合は異なりますので、ご注意ください。

① 受取人が請求日時点で**未成年**の場合

受取人の親権者（後見人）がわかる戸籍謄（抄）本をご提出のうえ、受取人の親権者（後見人）の印鑑登録証明書をご提出ください。

※運転免許証コピー、マイナンバーカード（表面）コピーでお取扱いできる場合があります。
詳しくは、取扱支社・営業所へお問合わせください。

② 受取人に、**法定代理人（成年後見人など）**が登記されている場合

受取人の法定代理人がわかる登記事項証明書（法務局発行）をご提出のうえ、受取人の法定代理人の印鑑登録証明書をご提出ください。

③ 受取人が**複数（2名以上）**指定されている場合

受取人全員の印鑑登録証明書をご提出ください。

※運転免許証コピー、マイナンバーカード（表面）コピーでお取扱いできる場合があります。
詳しくは、取扱支社・営業所へお問合わせください。

④ 受取人が「**法定相続人**」と指定されている場合、受取人が**被保険者よりも先に亡くなられている**場合など、**相続人からのご請求の場合**

相続関係のわかる戸籍謄（抄）本をご提出のうえ、請求手続きされる方全員の印鑑登録証明書をご提出ください。▶ 詳細は、P7もご参照ください。

II 3 被保険者の死亡診断書(死体検案書)のコピーなど

一般の死亡診断書(死体検案書)のコピーをご提出ください。

ただし、ご契約(復活・中途付加)後2年以内に亡くなられたときは、**死亡証明書(弊社所定用紙)**をご提出ください。

なお、一般の死亡診断書(死体検案書)のコピーに代えて、「死亡届出欄」(死亡保険金等請求書 兼死亡届出書の裏面)へのご記入でお取扱いできる場合があります。

詳しくは、取扱支社・営業所へお問合わせください。

死亡証明書(イメージ) ▶

II 4 被保険者の住民票または戸籍謄(抄)本(被保険者の死亡事実の記載があるもの)

被保険者の死亡事実が記載された、**住民票または戸籍謄(抄)本**をご提出ください。

死亡事実が記載されていれば、**法務局発行の「法定相続情報一覧図」**のご提出も可能です。

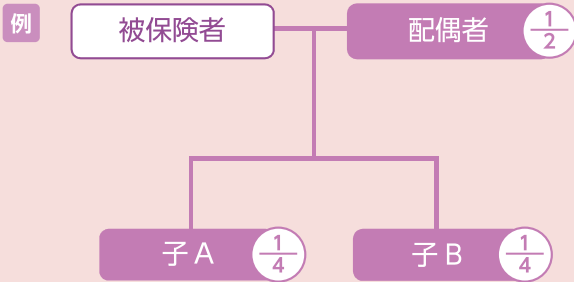
ご家族の死亡保障が付加されている契約で、該当するご家族が亡くなられた場合は、住民票ではなく、そのご家族の方の**死亡事実が記載されており、かつ主契約の被保険者との続柄の記載のある戸籍謄(抄)本**をご提出ください。

⚠ 住民票をご提出いただく際は、マイナンバー(個人番号)、住民票コードおよび本籍地の記載のないものをご提出ください。

他に戸籍謄本が必要な場合

① 受取人が「法定相続人」と指定されている場合

被保険者との相続関係がわかる戸籍謄本をご提出ください。



受取人となる方(請求権のある方)

被保険者の法定相続人である、「配偶者」と「子A」と「子B」が受取人となります。受取割合は、法定相続割合のため、「配偶者」は1/2、「子A」「子B」は1/4ずつです。

提出が必要な戸籍謄本

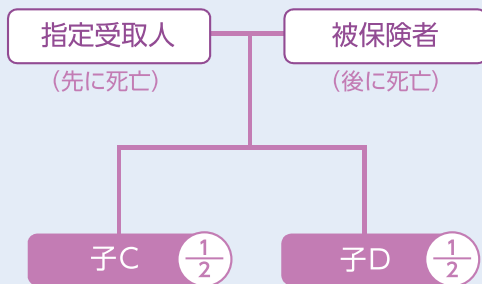
被保険者の出生から死亡までの連続した戸籍謄本

② 受取人が被保険者よりも先に亡くなっている場合

指定された死亡保険金受取人が亡くなった時点の、指定された死亡保険金受取人の法定相続人^{*}が請求権利者となりますので、請求権利者であることがわかる戸籍謄本をご提出ください。

^{*}その後亡くなっている方がいる場合は、その方の順次の相続人が権利者となります。最終的には、被保険者が亡くなった時点で生存している方が権利者となります。

例 指定受取人が被保険者の配偶者で、先に亡くなっている場合



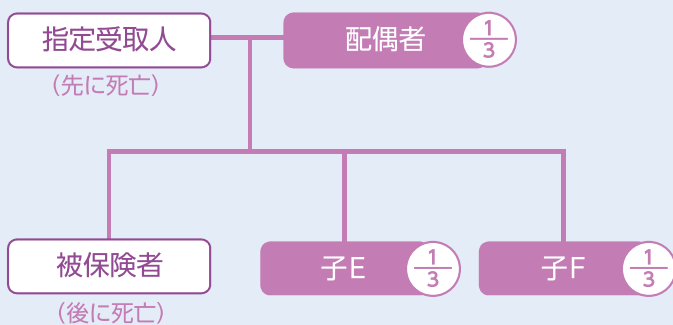
受取人となる方(請求権のある方)

指定受取人の法定相続人である、「子C」と「子D」が受取人となります。受取割合は、均等割合のため、1/2ずつです。

提出が必要な戸籍謄本

指定受取人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本、および被保険者の出生から死亡までの連続した戸籍謄本

例 指定受取人が被保険者の親で、先に亡くなっている場合



受取人となる方(請求権のある方)

指定受取人の法定相続人である、「配偶者」、「子E」、「子F」が受取人となります。受取割合は、均等割合のため、1/3ずつです。

提出が必要な戸籍謄本

指定受取人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本、および被保険者の出生から死亡までの連続した戸籍謄本

※上記に記載の全ての戸籍謄本のご提出ではなく、一部期間の戸籍謄本を省略することが可能な場合があります。詳しくは、取扱支社・営業所へお問合わせください。

Ⅲ 死亡保険金と税金について

死亡保険金にかかる税金は、契約者（保険料負担者）・被保険者・死亡保険金受取人の関係により、次のようになります。

ただし、契約者または受取人が法人の場合は、下記とは異なります。

	契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金 受取人	税金の種類	税務署への申告期日
例1	A	A	B	相続税	相続のあったことを知った日の翌日から10ヵ月以内
例2	A	B	A	所得税	所得事由の生じた年（死亡の日の属する年）の翌年の2月16日から3月15日まで
例3	A	B	C	贈与税	贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日まで

① 相続税の対象となる場合 例1

契約者（保険料負担者）と被保険者が同一人の場合、受取人が受け取った死亡保険金は相続または遺贈によって取得したとみなされ、相続税として課税されます。

なお、死亡保険金受取人が被保険者の相続人である場合は、**「500万円×法定相続人の数」を死亡保険金額から控除した金額が課税対象**となります。

② 所得税の対象となる場合 例2

契約者（保険料負担者）と死亡保険金受取人が同一人の場合、受取人が受け取った死亡保険金は一時所得として課税されます。

$$\text{課税対象額} = \{ \text{受け取った保険金の総額} - \text{正味払込保険料} - 50\text{万円 (特別控除額)} \} \times 1/2$$

※その死亡保険金以外に他の一時所得がない場合

一時所得は総合課税の対象であり、その年の1月1日から12月31日までの間の給与所得など他の所得と合計して総所得金額を求めた後、累進税率によって税額を計算します。

※「受け取った保険金の総額」「正味払込保険料」については、お手続き完了後に送付する保険金等お支払明細書に記載しておりますので、お手元に届きましたらご確認ください。

③ 贈与税の対象となる場合 例3

契約者（保険料負担者）・被保険者・死亡保険金受取人がすべて異なる場合、受取人が受け取った死亡保険金は贈与によって取得したとみなされ、贈与税として課税されます。

$$\text{課税対象額} = \text{受け取った保険金の総額} - 110\text{万円 (基礎控除額)}$$

※税理士法の観点から個別の税務の取扱いについては、税理士や所轄の税務署へお問合わせください。

※この冊子に記載している税務につきましては、令和8年3月現在の税制にもとづくもので、今後税務の取扱いが変わる場合もあります。

特約年金として受け取る場合 (収入保障特約・介護収入保障特約が付加されている場合)

収入保障特約・介護収入保障特約が付加されている場合、受取方法を選択することができます。「一括支払金」として受け取る場合は、一括支払金にかかる税金は、死亡保険金と同じ取扱いとなります。 [P9を参照](#)

「特約年金」として受け取る場合、特約年金にかかる税金は、契約者(保険料負担者)・被保険者・特約年金受取人の関係により次のようになります。

	契約者 (保険料負担者)	被保険者	特約年金 受取人	税金の種類	
				被保険者死亡による 年金受給権取得時	毎年の受取時
例1	A	A	B	相続税 (収入保障年金の 年金受給権の 評価額に対して)	所得税 (雑所得)
例2	A	B	A	—————	
例3	A	B	C	贈与税 (収入保障年金の 年金受給権の 評価額に対して)	

1 被保険者死亡による年金受給権取得時の課税について [例1](#) [例3](#)

「特約年金」として受け取る場合は、その年金を受け取る権利に対して、相続税または贈与税が課税されます。

2 毎年の受取時の課税について [例1](#) [例2](#) [例3](#)

毎年支払を受ける特約年金(収入保障年金)は、雑所得として他の所得と合算のうえ、総合課税の対象となります。なお、年金のお受取りに際して確定申告が必要な場合があります。

課税対象額(雑所得)について

収入保障年金に係る所得税については、年金の収入金額を「非課税部分(年金受給権に相当する部分)」と「課税部分」に振り分けたうえで計算します。

「非課税部分(年金受給権に相当する部分)」とは、年金受給権取得時に、その評価額に対して相続税・贈与税が課税された部分をいいます。実際に納税額が生じなかった場合も、同様に計算します。

計算に必要な数値・金額は、第1回年金支払時にお送りする「年金支払証明書」、および第2回以後の年金支払時にお送りする「年金支払予定通知兼課税証明書」に記載します。

源泉徴収について

所得税法の定めにより、雑所得金額が25万円以上の場合、その金額の10%を所得税として源泉徴収します。源泉徴収された金額は、確定申告により精算されます。

なお、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」の定めにより、平成25年1月1日から令和19年12月31日の間は、復興特別所得税(※基準所得税額の2.1%相当額)を上乗せした金額を源泉徴収します。

年金開始時に相続税・贈与税の課税対象で、かつ平成25年1月1日以降の被保険者死亡によりお支払いすべき収入保障年金は、年金受取人ご自身による申告納税となり、年金支払時の源泉徴収は行いません。

個人番号(マイナンバー)を申告していただく場合があります

生命保険会社は、法令の定めにより、①100万円超の保険金、解約払戻金などの一時金をお支払いする場合、②年額20万円超の年金をお支払いする場合は、お支払いに関する内容が記載された書類「**支払調書**」を税務署に提出することが義務づけられています。その際、「**受取人**」と「**契約者**」の**マイナンバーも記載する義務があります**。

該当の受取人へ、後日、弊社で委託した会社より、マイナンバー申告についてのご案内を送付いたしますので、マイナンバーの申告を行ってください。

なお、**契約者と受取人が異なる場合は、それぞれのマイナンバー申告をお願いします**。

※契約時やその後に申告いただいていることが確認できるお客さまへは、マイナンバー申告書は送付いたしません。

ご請求内容に関する事実関係の確認について

ご提出いただいた書類(診断書など)を拝見した結果、ご加入前の健康状態、治療の内容・経過、障害の状態、事故の原因などについて、**詳細な確認・調査および照会をさせていただく場合があります**。また、その結果によっては、支払可否の検討、お支払いする金額の確定、あるいは契約(ご請求の契約以外の契約、特約を含みます)の継続可否を検討する場合がございます。

なお、この事実関係の確認については、弊社もしくは弊社が委託した会社を通じて医療機関に確認させていただく場合があります。

- 事実関係の確認を行う場合は、ケースによって約款に定める日数(45日・60日・180日)以内にお支払いします。
- **事実関係の確認に時間がかかり、お支払いが遅れる場合があります**。上記の日数以内にお支払いができなかった場合は、法令に定められた所定の遅延利息を加えてお支払いします。
- 事実関係の確認を行った結果、お支払いできない場合もあります。

補足 保険金請求について

保険金請求権は、被保険者の相続財産ではなく、受取人の固有の財産です。

そのため、仮に相続放棄などにより相続人でなくなった場合でも、お受取りいただくことは可能です。

他の請求に影響を及ぼす可能性がありますので、相続放棄された方、相続放棄される予定の方は、取扱支社・営業所へお問合わせください。

以下の例に該当する場合がないか、ご確認ください。
必要なお手続きについてご案内いたします。

未請求の保険金・給付金がないかご確認ください

- **医療保険やフコク健康特約が付加されている契約にご加入されている場合**

被保険者が入院・手術などをされていた場合、未請求の入院・手術給付金などをお支払いできる場合があります。

その場合、ご請求は給付金受取人(亡くなられた被保険者本人の場合は、その法定相続人)からとなります。

- **介護・生活障害・重度障害などの保障がある契約にご加入されている場合**

被保険者が生前に以下の状態に該当されていた場合、介護保険金・生活障害保険金・重度障害保険金(以下、介護保険金など)として、お支払いできる場合があります。

契約によっては、死亡保険金としてお支払いするため、介護保険金などとしてはお支払いできない契約もあります。

- 例**
- 公的介護保険制度による要介護認定(要介護1～5)を受けられていた場合
 - 身体障害者手帳(1～3級)を交付されていた場合
 - 弊社所定の重度障害状態に該当されていた場合

被保険者が他の契約の契約者または受取人になっている場合

被保険者が他の契約の契約者または受取人になっている場合、名義変更のお手続きが必要です。

ご家族の死亡保障が付加されている契約で、そのご家族が亡くなられた場合

- 家族定期保険特約など、被保険者(妻または子)が亡くなられた場合、特約の型変更(妻子型から子型など)や、特約解約などのお手続きが必要な場合があります。

- 亡くなられたご家族が、この契約や他の契約の受取人になっている場合、名義変更のお手続きが必要です。

必ず受取人ご自身がお記入ください。

- 黒色のボールペンで正確にハッキリとお記入ください。消せるボールペンは使用しないでください。
- 訂正される場合は、訂正箇所を二重線で抹消してください。
- 印鑑登録証明書を提出する場合は、実印による訂正印を押印ください。提出しない場合は、訂正印の代わりに、フルネームで自署してください。

訂正例

実印手続きの場合	押印不要の場合
8765432 8765432 (実印)	8765432 富国 花子 8765432

被保険者・受取人が同一となる契約が複数ある場合は、すべての記号・証券番号をご記入ください。

本請求書を記入される日付をご記入ください。

被保険者(亡くなられた方)の氏名をご記入ください。

受取人の氏名をご記入ください。

親権者(後見人)からご請求される場合は、親権者(後見人)がご署名ください。

印鑑登録証明書を提出される場合は実印を押印ください。

受取人の住所(支払明細書の送付先住所)をご記入ください。

通帳などをご確認のうえ正確にご記入ください。受取人名義の口座をご指定ください。

ゆうちょ口座の記入例

※通帳記号・通帳番号をそのままご記入ください。

通帳記号	通帳番号(右づめ)
12340	1234561

記号	番号
12340	1234561
フコク ハナコ 様	

ゆうちょ銀行通帳(イメージ)

収入保障特約・介護収入保障特約が付加されている場合のみ、受取方法をご選択ください。

死亡保険金等請求書 兼死亡届出書

富国生命保険相互会社 御中

保健医療情報などの機微情報について保険業の適切な業務運営に必要な範囲で貴社が取得・利用・第三者提供すること、個人情報の取扱いに同意のうえ、約款の規定により下記契約の保険金などの支払い(保険料払込免除含む)を請求します。受け取るべき金額は下記の方法により支払ってください。なお、約款に定める支払金がない場合は、そのことを確認します。

受取人ご本人が黒色のボールペン(消せるボールペン以外)でご記入ください。

1 記号 証券番号	記号	611	証券番号 第	1234567	記号	574	証券番号 第	1234567
※請求契約が複数あり、以下の記入項目の内容が同一となる場合、右欄へ該当する契約の記号・証券番号をご記入ください。					記号	—	証券番号 第	—
2 請求日					2026年	4月	1日	
3 被保険者 氏名					富国 太郎			

4 受取人氏名・支払明細書の送付先住所

フリガナ フコク ハナコ

氏名 富国 花子

フリガナ

親権者
または
後見人

〒 100-0011 フリガナ 千ヨダク ウチサイワイチョウ 2-2-2
東京 千代田区内幸町 2-2-2

電話番号(日中連絡先) 090-1234-5678

※印鑑登録証明書を提出する場合は、実印を押印ください。
※上記以外は、押印不要です。

5 受取口座 ※受取人本人口座をご記入ください。

金融機関名	金融機関コード	9999	支店名	支店コード	999
フリガナ セイメイ			フリガナ ホケン		
ゆうちょ銀行 以外の金融機関		生命	保険		
預金種目(該当を○)	口座番号(右づめ)		口座名義人(カタカナ)		
普通(総合) (当座) (その他)	8765432		フコク ハナコ		
通帳記号	通帳番号(右づめ)	※下二桁は必ず「1」になります			
ゆうちょ銀行	1	0	1		

6 収入保障特約・介護収入保障特約が付加されている場合のみ、受取方法を○で囲んでください。

一括支払金 ▶ 一括支払金で受け取る場合は、特約年金の総額から所定の率で割り引いた額となります。

特約年金 ▶ 特約年金で受け取る場合は、別途「特約年金受取選択についての確認書」をご提出ください。第2回目以降の特約年金の受取りについては、改めてご案内いたします。

右記のいずれかに該当し、代表者からのご請求の場合は、
裏面「受取人(相続人)代表者選任届」をご記入ください。

- 受取人が複数の場合
- 受取人が「法定相続人」の場合
- 受取人が既に亡くなられ、再指定されていない場合

個人情報の取扱いについて

当社は右記の目的で個人情報を利用します。

- ① 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- ② 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③ 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④ その他保険に関連・付随する業務

「受取人(相続人)代表者選任届」・「死亡届出欄」の記入方法

次のいずれかに該当し、代表者からのご請求の場合は、必ずご記入ください。

- 受取人が複数の場合
- 受取人が「法定相続人」の場合
- 受取人が既に亡くなられ、再指定されていない場合
- 死亡届出欄への記入でお取扱いが可能なご請求の場合
 - ▶ 詳しくは取扱支社・営業所へお問合わせください。

受取人(相続人)
代表者選任届

死亡届出欄

「受取人(相続人)代表者選任届」にご記入いただく際には、**赤枠内**の内容をご確認のうえ、署名・押印ください。

印鑑登録証明書をご提出される場合は実印を押し印してください。

請求書表面記載の代表者をご記入ください。

受取人(相続人)それぞれが、ご記入ください。

受取人(相続人)が未成年の場合は、親権者(後見人)をご記入ください。

亡くなられた方の氏名、死亡日、死因をご記入ください。死亡診断書などをご提出する場合は記入不要です。

受取人(相続人)代表者選任届

富国生命保険相互会社 御中
 掲記契約の支払金は受取人(相続人)全員から請求し受領すべきですが、手続きの便宜上、私が受取人(相続人)の代表者として請求し受領します。
 本件について後日万一利害関係人から異議の申立てがあった場合は、私が全責任を負い、貴社に対して一切ご迷惑をおかけしません。
 また、貴社より請求のあった場合は、ただちに受領した金額を返還します。

下記のいずれかに該当し、代表者からのご請求の場合のみご記入ください。
 ※該当しない場合は、記入不要です。

- 受取人が複数の場合
- 受取人が「法定相続人」の場合
- 受取人が既に亡くなられ、再指定されていない場合

受取人(相続人)代表者	フリガナ	フコク ハナコ	親権者または後見人	フリガナ	
	氏名	富国 花子		氏名	
	住所	東京都千代田区内幸町2-2-2			

上記の者を受取人(相続人)代表者として選任することに同意します。
 本件について、後日利害関係人から異議の申立てがあった場合は、上記の者と連帯して責任を負います。

受取人(相続人)	フリガナ	フコク サユリ	親権者または後見人	フリガナ	
	氏名	富国 小百合		氏名	
	住所	東京都千代田区内幸町2-2-2			
受取人(相続人)	フリガナ	ニホン ミユキ	親権者または後見人	フリガナ	ニホン 一郎
	氏名	日本 美幸		氏名	日本 一郎
	住所	千葉県印西市大塚2-10			
受取人(相続人)	フリガナ		親権者または後見人	フリガナ	
	氏名			氏名	
	住所				
受取人(相続人)	フリガナ		親権者または後見人	フリガナ	
	氏名			氏名	
	住所				

※各受取人(相続人)それぞれが、ご記入ください。
 ※印鑑登録証明書を提出する場合は、実印を押し印してください。
 ※上記以外は、押印不要です。

死亡届出欄

死亡届出欄への記入でお取扱いが可能なご請求の場合、受取人自身が以下の全ての項目をご記入ください。

亡くなられた方の氏名	富国 太郎	死亡日	2026年 1月 10日
死因	心筋梗塞		

